

会 議 要 旨 録

会 議 名	令和7年度第3回三郷市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和8年2月10日（火） 13時35分～14時20分
開 催 場 所	三郷市 健康福祉会館 5階 501・502号室
出席者氏名 傍 聴 者	岡田会長、佐々木副会長、金成委員、荒井委員、石井委員、深谷委員、 渋谷委員、佐野委員、高野委員、岡永委員 (欠席：斎藤委員、多田委員、川畑委員、杉浦委員、小林委員) 0名
事務局職員	須賀こども未来部長、中井こども未来部副部長、兒玉すこやか課長、 黒木すこやか課長補佐、八塚すこやか課庶務係長、加藤すこやか課保育 係長、伊藤こども政策課長、野本こども政策課こども政策係主査、稲原 こども政策課こども政策係会計年度職員
<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認可保育所等の利用定員について (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の進捗状況について 4 そ の 他 5 閉 会 	
<p>会議資料</p> <p>資料1 認可保育所等の利用定員について</p> <p>資料2 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>資料3 こども誰でも通園制度（利用者向けリーフレット）</p>	

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事務局	<p>1 開 会 2 あいさつ（会長・部長）</p> <p>（会議成立の報告） 本日は5名から欠席、1名遅れて参加の連絡を受けています。出席委員数15人中9名、子ども子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>（傍聴者の報告） 本日、傍聴希望者は0名であることをご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>3 議 事 それでは、議事に入ります。 （1）認可保育所等の利用定員について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1をご覧ください。令和8年度の認可保育所等の利用提案についてです。</p> <p>1件目は、学校法人稲穂学園幼保連携型認定こども園いなほ幼稚園です。こちらは、5歳児の2号認定こどもが20名から30名に、10名増となります。理由は、令和5年4月1日より幼稚園から幼保連携型認定こども園認定こども園に変わった際、4歳児と5歳児が想定していた利用人数より少なかったため、令和6年度に利用定員を4歳児10名、5歳児20名として一時的に減らしました。</p> <p>令和7年度に4歳児を10名、5歳児を10名増やし、令和8年度に5歳児を10名増やすことで一時的に減らした定員が元に戻る変更です。</p> <p>2件目は、学校法人ワタナベ学園幼保連携型認定こども園みさとさくらの森です。こちらは、1号認定、幼稚園部分の3・4・5歳児それぞれを35名から25名に10名減とし、30名減の変更です。</p> <p>理由は、申し込みが減っているため減らしたい要望です（入園ニーズの減少）。</p> <p>3件目は、株式会社アブロード三郷中央すずらん保育園です。こちらは、各年齢の内訳も変更します。3号認定0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名の合計19名が、0歳児4名、1歳児4名、2歳児4名の12名に変更となります。理由は、利用人数が減っている中、保育士が余剰になっているため変更希望です。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明に関して、今日は欠席ですが委員より事前質問がありました。事務局から質問事項と回答をお願いいたします。</p>
事務局	<p>委員から事前質問です。</p>

議長（会長）	<p>「こどもの人数が減少しているため、必要な対応と思います。また、安全面、環境面において利用定員の変更は必要であると思います。」 こちらは、意見として報告します。</p> <p>この件について、質問はありますか。 他にご意見がないようなので、議事を進めます。</p>
事務局	<p>（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の進捗状況について事務局から説明をお願いします。</p> <p>本日、追加で配付しました資料と事前に配付している資料２について説明します。はじめに、追加で配付した資料をご覧ください。</p> <p>現在、国で進めている、乳児等通園支援制度事業、通称「こども誰でも通園制度」ですが、おさらいも兼ねて制度概要から説明します。 本制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度となっています。</p> <p>利用開始時期は、全国統一して、令和８年４月１日からとなり、現在準備を進めています。対象者は、保育所等に通っていない０歳６ヶ月～満３歳未満の児童、利用方法は、月１０時間の枠内の中で、１時間単位で柔軟に利用できるものとされています。</p> <p>本市は、本会議からのご意見を重く受け止め、スタートとなる令和８年度は一部の公立保育所から運用すると、前回会議でお伝えしました。具体的には、量の見込み６９人を満たせるよう、南は高州保育所、北は早稲田保育所の２か所の保育所において、各保育所１日あたり５時間程度、１時間あたり最大４名の定員を想定し、現在、調整を進めています。また、三郷市におけるこども誰でも通園制度については、こども誰でも通園制度が市の認可事業となることから、昨年１２月の市議会において「三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」について上程し議決されました。条例については、本事業に従事する者の資格や配置人数（第２２条、２５条）や、施設における設備の基準（第２０条、２１条）などといった認可基準を定めるものであり、国の基準に示されている従うべき基準及び参酌すべき基準を採用しており、なお、一部条項において、市の独自基準として、第５条第７項において、暴力団又は暴力団員を排除する規定を加えています。なお、三郷市におけるこども誰でも通園制度の利用者及び事業者に向けての周知につきましては、３月頃に広報みさとや市ホームページに掲載予定です。説明は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明に関して、委員より事前質問がありました。事務局から質問事項と回答をお願いします。</p>
事務局	<p>委員からの事前質問です。</p>

	「こどもの安全の確保を優先した体制で実践してほしい」 担当事務局から回答します。
担当事務局	公立保育所での本事業の実施にあたり、利用乳幼児を受け入れ、その育ちを支えていく上では、こどもの安全が確保されることが大前提であることから事前面談などを通じ、可能な限りこどもの特徴や保護者の意向把握し、状況に応じて安全安心にお預かりできる体制で行っていきます。
議長（会長）	他に質問はありますか。
委員	こちらのこども誰でも通園制度でお子様の面倒を見るのは、高州保育所の保育士でしょうか。またはファミリーサポート会員の方が対応されるのですか。
議長（会長）	事務局より回答をお願いします。
担当事務局	各保育所の保育士が対応します。
議長（会長）	他に質問はありますか。
委員	こども誰でも通園制度の月10時間という制限がいかにも少なく、他の園長と話す機会があった際に、プラス40時間を追加して、月50時間を実施するという話を聞いたのですが、三郷市においてはこの10時間にプラスする考えはあるのでしょうか。
議長（会長）	事務局より回答をお願いします。
事務局	時間等の考え方も含めて、まず公立保育所から実施し、課題等を精査しながら引き続き検討をしていきたいと考えています。
議長（会長）	不明点として、10時間とはっきり決められているが、これを越すことについては特に差し支えないのでしょうか
事務局	この月10時間という制度ですが、この基準は国が定めた基準です。令和5年度から国で検討会を立ち上げて、この制度について国の方で検討していたところです。当然、保育士の負担等も考慮しなければならないという考えもあり、まず全国的に月10時間の基準で行うことになり、本市もそれに従って実施してまいります。公定価格という言葉聞いたことがあると思うのですが、このこども誰でも通園制度は、要するに国の給付制度の中で行います。細かいことになりましたが、自治体の裁量で月10時間という基準を超えることは可能ですが、その超えた分については、市の予算で、市の持ち出しで実施してくださいという国の考えになっています。ほとんどの自治体については、まず月10時間の枠内で、国の給付制度の範囲の中で実施していくようになっています。まずは本市としても、それに従ってやらせていただければというところです。

議長（会長）	新しい制度なので、質問があると思います。 他に質問はありますか。
委員	少し話が戻りますが、安心や安全というのは、こどもの安心と安全ですよ ね。保育所2か所で実験的に実施したときに、その保育所には、この制度 のために人を増やすことは、今の予算がない中ではできないと思います。 そうすると、現状の保育士が、安心安全を守って実施するということで受 け止めたのですが、その中で、保育士の負担は本当に増えており、安心と 安全が守れるのかどうかということを、すごく不安に思うのですが、その 辺はいかがでしょうか。
議長（会長）	事務局より回答をお願いします。
担当事務局	安全安心にというところで、新たな事業が増え、保育士の負担が増えてい くところではありますが、条例でも配置基準が定められており、それに従 う形で通常保育の部分も、こども誰でも通園制度の部分についても、満た せるよう体制を整えているところです。通常保育に入っている保育士が兼 務するという形ではなく、こども誰でも通園制度の専任の保育士を配置す る体制です。
委員	通常保育の保育士が基準通りに配置されていても、例えばいろんな病気が 流行るこの時期、保育士にも感染してしまい欠員が出る現状があると思 います。先ほど「認可保育所等の利用定員」で説明された利用人数の減少に より、職員の人件費が確保できないため、人数を下げる説明がありました。 そこは公立ではないと思うのですが、そのような調整を進めていったとき に、果たしてそれが例年のいつもの通りに行っていると、10時間で1回 に何人預かれるのでしょうか。また今日は満員のため預かることができな い場合、このリーフレットには、「保護者の立場からの必要性ではない」 と書いてあります。一時預かりではないということだと。「保護者のため に預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じ て、こどもが成長していくように」と書かれています。通常保育のこども 達がいるなかで、さらに3歳未満の子で、保育所に預けてない方は、困っ てしまうので預かりましようっていうことだと私は理解しています。その 場合、1人の専任の保育士がいて、でもその保育士が預かれないときは違 う保育に入っているわけですよ。違うのでしょうか。専任の保育士は誰 も来なくてもじっと待っているのでしょうか。その辺がちょっと理解でき ていないです。
担当事務局	こども誰でも通園制度の専任保育士は、実際に利用がない場合は、通常保 育にヘルプで入る予定であり、より手厚い保育ができるように、日々の活 動の中で、シフト調整等で対応します。利用するお子さんがいないから何 もしないというわけではなく、通常保育の方で活躍していただくことを検 討しています。
委員	それで人件費など大丈夫ですか。ただでさえ保育者が足りない中、一方的

<p>担当事務局</p>	<p>にやってくださいといって、予算がないのでその部分だけは保育所にお任せしますというように感じまして、果たしてこれが成り立つのだろうかと思います。</p> <p>専用の保育士を配置することは、現状、適切な配置について考えられており、公立保育所において始めるにあたっては、その職員の配置等については心配ないものをご理解ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、委員からたくさんのご意見がありました通り、やはりこの制度を実施していくには、正直いろいろと課題があると思っています。その中で、4月1日からは、三郷市だけではなく、全国的に国の制度の中で行っていきましようというところです。その中で課題がまだ山積していると私達も思っているのですが、まずは公立保育所から実施をします。公立保育所で実施をして、実際の保育現場から、課題の抽出と、解決・検証等をさせていただければと思っています。先ほど、保育士が足りないのではないかと、ちょっと不安があるという話ですが、公立保育所は、先ほどの説明の通り、こども誰でも通園制度の専用室を設けまして、その中でこども誰でも通園制度に関わる保育士をしっかり確保します。国の制度、国の基準の中でも確保することを示していますので、その基準に従って確保しています。こども誰でも通園制度の利用者がいなかった場合は、先ほど説明があった通り、通常保育のサポートに回るような体制を取るつもりです。通常保育はどうなっているのかですが、通常保育についても、配置基準が定められていますので、その配置基準を下回ることは基本的にありません。その配置基準の中で通常保育を行い、さらに、こども誰でも通園制度の利用がない場合には、サポートへ回るというさらに手厚い保育をしていきます。こども誰でも通園制度が公立保育所で実施された後も、保育士が不足するという心配はありません。しかしながら私立保育園の中には、先ほど認可保育所等の利用定員の変更説明の通り、ギリギリの中で行っている施設も正直にあるものと私達は認識しています。ただし、どこの保育所でもこども誰でも通園制度をやりなさいというような制度ではありませんので、三郷市は公立保育所から始めていき、今後については、ぜひともやりたいというような話が、私立保育園の中から上がれば、事務局と個別に対応していくものと、私達は考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>お金の問題ではなくて、安心安全を基本に考えてほしいです。現場に専用の保育室を設け、預かるときは人数も法令に従っていることは理解しました。とてもいい制度なので、お子様を預かって、万が一事故が起きてしまうと、それこそ終わってしまうと思います。命を預かる仕事で、預ける側としては、10時間の設定は、ぱっと見たとき少ないなと思いましたが、本当に始めるにあたっては、もっと少なくてもいいぐらい、こどもの命を預かる意義をもって、これを実行してほしいと思います。どこの保育所も精一杯だと感じています。私は、幼稚園とか保育園で体育を教えたので、先生が足りない現状をずっと見てきました。その中で、公立であろうが私立であろうが、保育者の人たちは一生懸命になって働いています。それを理解していただいた上で、国からのこういういい案があるのでやって</p>

みましようとならないと、2つの園のみでスタートして、もし多い人数が預かってもらいたいと来てしまったときにどうするのかなっていうのが発端でした。このリーフレットを見ると、0歳児なんかはこどもの意思はまだないので、お母さんが預けます。でも1人しかいないので、保育士に預けるけれども、他の子供とは接しないわけですよ。それで、このリーフレットにこんなことを掲げてしまうと駄目だし、実験だからそれはしょうがないのかもしれない、実験なんて言っちゃいけないけれども、作っていく上で最初はとても大事だと思うので、もう1度その辺のところを練り直していただけたらと思います。例えば人数はOK、保育室はOKで、リーフレットのこの文章のところを考えてほしいです。あまりにも素晴らしすぎて、これを提示するかにもよりますが、これを読んだ親はすごいなと思って預けに来て、1人しかなくて、ひとりぼっちで1時間預かっていたということを見たときに、どんな感じがするのかなと思いました。大きなお世話かもしれないけれど、ちょっと不安に思いました。委員から話がありましたが、安全面について自分もこれを読んだときに大丈夫かなと思いました。なので、保育者はしっかりと設定をしていただけること、人数によってはその増やさなきゃいけないっていうこともわかってらっしゃることはすごく理解できました。あと一つだけこのリーフレットに書いてある言葉を、あまりにも強調すると、先々こうするのだろうと思いますが、それを期待して、こどもを預けるとこのようになるのだなんて思う方もいるかと思います。今、若いお母さんたちは、ほとんどそのような期待を抱いていて、親の学習をやっていると、まさにそのことをお母さんに伝えたときに、うちの子を預けるのだったらグループで預けたいわってなって、お願いしますって言われてしまう可能性もないのかなと思いました。理解できましたので、よろしくお願ひします。

議長（会長）

実験的な試みですので、原則を踏まえながら、そこで柔軟に事務経費に応じて保育を改善していただければなと思います。他に質問はありますか。

委員

今、委員の話をいろいろ聞いていてそういえばと思ったのが、保育園だと0歳の子は0歳児クラス、1歳の子は1歳児クラスでそれぞれ先生と一緒に学びながら預かってもらっているかと思いますが、こちらのこども誰でも通園制度も、0歳児クラス1歳児クラス2歳児クラス3歳児クラスに分かれて部屋が用意されるのでしょうか。

担当事務局

部屋につきましては、年齢ごとに分かれているわけではございません。こども誰でも通園制度の部屋という形で行わせていただく予定です。

委員

そうやってきますと、こども誰でも通園制度が預かってほしいけど預かってもらえないという助けの制度だったら、一緒でもいいかなと思ったのですが、この「目的が家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて」という部分を見ると、保育園はその年齢に合わせた教育があるので、このあたりはどういうカリキュラムというか、預かって、0歳児を抱っこされているだけで終わるのか、1歳児2歳児3歳でそれぞれの特性を生かした何か教育の予定があるのか、まだ決まってないのかもしれないのですがそ

	の辺りをお伺いしたいです。
議長（会長）	事務局より回答をお願いします。
担当事務局	公立保育所にて4月以降に開始をし、基本的には1ヶ月で10時間の利用をしっかりと行っていく予定です。今後、実施をしていく中で、いろいろ工夫ができる部分ももちろんあるかと思っておりますので、実情に合わせて考えていきたいと思っております。
議長（会長）	委員の方々から要望という形で意見をいただきました。ぜひ、現場に伝えていただければと思います。またこの会議にて進捗報告をお願いします。他にありますか。
委員	前回の会議でこの制度について説明があり理解ができない状況でしたが、皆さんの質問を聞きながらこういうものなのだなというのがわかり、その上で質問です。国の制度からの出発というところは、重々承知の上で、先ほど委員から指摘のあったリーフレットの2ページ目「一時預かりとの違い」というところ、ここはどうしてもじっくりいかないかと私も抱えています。私も2人の男の子を育てていますが、保護者を集めるとしたらどんな目線なのだろうと考えたとき、月10時間教育のために、さて、時間を割くだろうか。預ける制度であれば、仕事の時間とかどこか出かけるとか、何かそういうまとまった時間にするのではないかと思います。それを将来的に狙っているのであれば、そういう書き方のほうが何かすっとしますね。そのためのテスト段階ですみたいな書き方をしてもらえれば、そんなのだなと思います。逆に「保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく」この部分について、あんまり期待しないでねっていうバリアを貼られてしまっているような気がして、すごく違和感がある気がしています。なので、もし可能なのであれば、三郷市の法令を超えないぐらいの条例の中で、何か工夫できないのかなと素人ながら思った次第です。
議長（会長）	事務局からお願いします。
事務局	事前の説明が不足で大変恐縮ですが、こちらのリーフレットにつきましては、こども家庭庁から出されているもので、市としましては、今後3月に、広報等において市民周知、利用者に向けた周知と事業者に向けた周知を予定しております。頂戴した意見を踏まえまして、周知・広報等のやり方を工夫してまいります。
議長（会長）	その他になにかありますか。よろしいですか。 それでは本日の議事について、すべて終了いたしました。それでは、進行を事務局に返します。
事務局	4 その他 事務連絡

上記内容について、相違ありません。

令和 8 年 3 月 11 日

会長

岡田耕一

署名委員

深谷明美

署名委員

深谷かづ枝